

意見書案第6号

令和 6年 6月21日

白老町議会

議長 小 西 秀 延 様

提 出 者

白老町議会議員 水 口 光 盛

賛 成 者

白老町議会議員 広 地 紀 彰

白老町議会議員 佐 藤 雄 大

白老町議会議員 氏 家 裕 治

地方公共団体職員の多忙化の解消を求める意見書（案）

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

地方公共団体職員の多忙化の解消を求める意見書（案）

地方公共団体職員の深刻な多忙化が続いている。一般定期健康診断結果の有所見率は、令和４年度で79.6％（一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会調査）にもなっている。また、長期病休者も多く、そのうち「精神及び行動の障害」の該当者は、令和４年度で65.8％となり、15年前（平成19年度）の2.1倍である。

これは、地方公共団体の職員が減少し、人手不足の中、業務の複雑化や、通常業務のほかに新たな業務が追加されることなどによる多忙化や心理的・肉体的な負担の増加も原因であると考えられる。

新型コロナウイルス感染症対策やマイナンバーカード申請対応が、この事態にさらに拍車をかけたが、国の物価高騰対策と称される「経済対策」は令和５年11月の補正予算だけでも13兆円余りで、様々な補助金・給付金・減税がその中身であり、低所得者対策だけでなく、企業投資や減災対策など様々であることに加え、令和６年度以降からは社会保障や税控除の見直しなども検討されており、この膨大な業務量は、地方公共団体の業務とされ、これからさらに地方公共団体職員の多忙化が激しく進んでいくと思われる。

このことは、住民に対する丁寧な対応そのものをますます困難にさせることが予想される。住民への丁寧な対応と、地方公共団体職員の過労防止のためにも、仕事量に対応する人員確保と労働条件の改善が必要不可欠である。

よって、国会及び政府に対し下記事項について強く要望する。

記

1. 地方公共団体職員の仕事量に対応する人員確保と労働条件の改善に向け、地方公共団体の財源の確保を行うこと。
2. 地方公共団体に厚生労働省の「労働者の心の健康の保持増進のための指針」を徹底させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和 6 年 6 月 日

北海道白老郡白老町議会議長 小 西 秀 延

（提出先） 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、
財務大臣、厚生労働大臣、行政改革担当大臣